

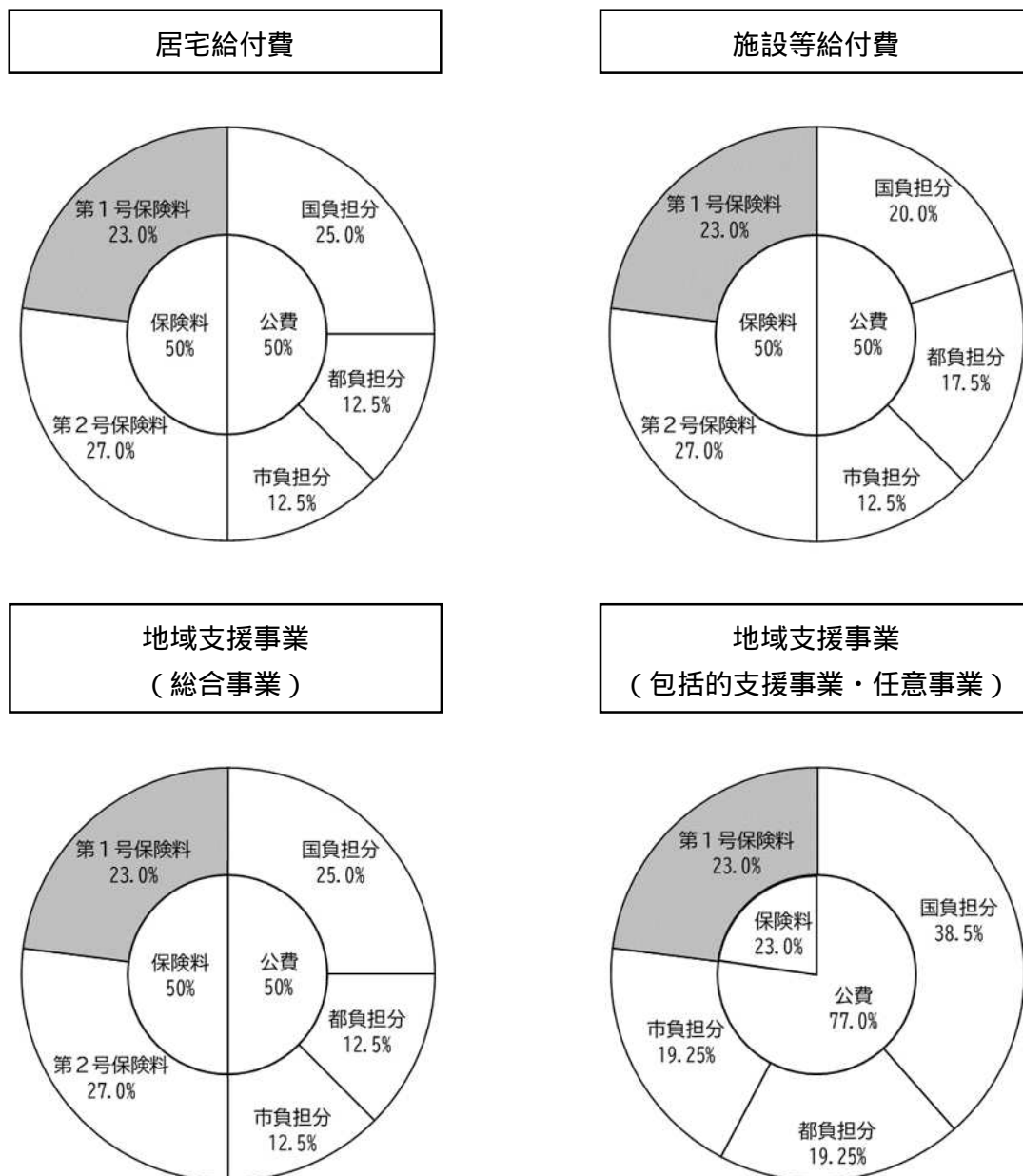
2 第 1 号被保険者の介護保険料の設定について

(1) 費用負担の構成

介護保険事業は、介護保険特別会計で運営し、財源は保険料 50 パーセントと、公費 50 パーセントで賄われています。

保険料の負担割合は、第 1 号被保険者（65 歳以上）と第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）の全国の人口割合により決定されます。第 8 期計画では、第 1 号被保険者の負担割合は 23 パーセント、第 2 号被保険者が 27 パーセントでしたが、本計画においても、同様の負担割合となります。

図表 6 8 介護給付費の財源構成



(2) 保険料設定の前提となる諸条件

介護保険料は、介護保険総費用に対して、65歳以上の第1号被保険者が負担する部分を、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて負担するものです。

また、保険料の設定に影響のある、今回の主な制度改正などは次のとおりです。

介護報酬の改定

基本的に3年に1度の介護報酬の改定が、令和6年度に行われます。

低所得者の負担軽減を図るための所得段階区分の変更等

本市では、低所得者の負担軽減を図るため、非課税層の保険料を独自で下げてきましたが、介護保険法の改正に伴い、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料の軽減強化を平成27年4月から一部実施しています。その後、令和元年10月の消費税率10パーセントへの引上げに合わせて、更に保険料の軽減を強化しました。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、その後、高齢者人口がピークを迎える令和22年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料の上昇を抑制することが必要であることから、負担能力に応じた負担の観点で、国の定める標準段階が9段階から13段階に見直され、高所得者の標準乗率の引上げと、低所得者の標準乗率の引下げが実施されました。

第8期計画では、国の定める標準段階を超える16段階の保険料設定としています。国の見直しに合わせ、負担能力に応じた保険料の設定を行います。

今後についても、これまでの考え方と併せて国の動向に注視し、負担能力に応じたきめ細やかな保険料の設定を行います。

新型コロナウイルス感染症の流行が給付費等の推計に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和3・4年度の給付実績は当初の見込みよりも減少しましたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、給付実績の減少は回復する見通しです。また、令和6年度以降の介護給付費等の見込量を推計するに当たって、直近年度の実績が大きく影響することから、令和5年度の実績を考慮しつつも、第8期計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことから、それ以前の認定者数やサービス利用実績の推移も含め、注意深く分析し、必要量を見込んでいます。

一部の給付費等の見直し

介護老人保健施設や介護医療院の多床室における室料負担や基準費用額（居住費）について、近年の光熱水費の高騰や在宅生活者との負担の均衡等により見直しが行われます。

(3) 本市の保険料設定の考え方

サービス見込量と保険料のバランス

第 1 号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。そこで、要介護（要支援）認定者数の増加に伴う給付費の増加、サービスの必要性、施設整備計画等からサービス見込量を推計し、介護保険料を設定します。

調整交付金に対する負担

調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力の格差を是正するために、国が交付するもので、原則介護保険総費用の 5 パーセントです。ただし、第 1 号被保険者のうち、75 歳以上の後期高齢者の割合と、第 1 号被保険者の所得分布によって 5 パーセントの割合が変化することとなります。

また、各市町村における介護給付費の適正化事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合）の取組状況についても、調整交付金の算定に当たり、勘案されることとなります。なお、本市では、計画期間において、過去の実績や後期高齢者の増加等により、その割合は令和 6 年度が 3.48 パーセント、令和 7 年度が 3.37 パーセント、令和 8 年度が 3.26 パーセントを見込んでおり、残りの調整交付金の不足分は、第 1 号被保険者が負担することとなります。

介護給付費等準備基金の活用について

介護給付費等準備基金は、給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、第 8 期計画終了時まで積み立てられた基金を本計画において取り崩し、給付費に充当させることで、保険料の上昇を抑えることが可能になります。本計画においても、この準備基金の活用を検討し、保険料を算定しています。

なお、令和 5 年度末の残高は、約 16 億 4,500 万円を見込んでいます。

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用について

平成 29 年度の介護保険法改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCA サイクルによる取組の制度化が行われました。

その一環として、平成 30 年度に、自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金が創設され、市町村や都道府県のような取組の達成状況を年度ごとに評価できるよう客観的な指標が設定されました。

また、令和２年度には、介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たに介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

こうした仕組みにより、市町村及び都道府県において、地域の特性に応じた取組が進められることとなり、本市においては介護予防普及啓発事業等に交付金が活用されています。

(４) 第 １ 号 被 保 険 者 の 介 護 保 険 料

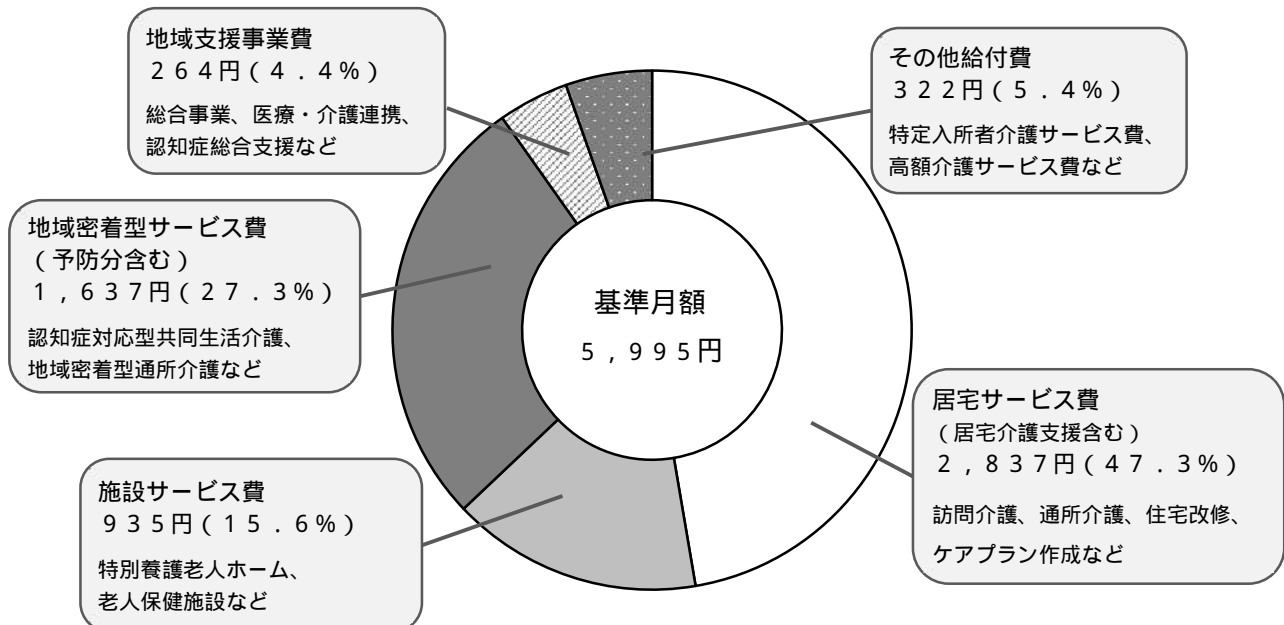
「(３)本市の保険料設定の考え方」に基づき第１号被保険者介護保険料基準月額を算出すると、本来の月額は６，５７７円となりますが、介護給付費等準備基金を活用することにより、第８期計画と同額の５，９９５円とします。

なお、本市の基準月額は、令和１２年には７，５２５円、令和２２年には７，９７６円まで上昇する見込みです。このことから、引き続き、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、取り組むことが求められています。

図表 6 9 第 1 号被保険者の介護保険料 公費軽減の影響を含めない場合

課税 状況	対象者	保険料段 階	第 8 期保険料			第 9 期保険料	保険料段 階	第 9 期保険料		
			保険料 率	年 額	月 額			保険料 率	年 額	月 額
生活保護受給者、中国残留邦人等の 支援給付受給者	老齢福祉年金受給者	第 1 段階	0.45	32,300	2,692		第 1 段階	0.415	29,800	2,483
		第 2 段階	0.60	43,100	3,592	80万円超 120万円以下	第 2 段階	0.545	39,200	3,267
		第 3 段階	0.70	50,300	4,192	120万円超	第 3 段階	0.65	46,700	3,892
		第 4 段階	0.80	57,500	4,792	80万円以下	第 4 段階	0.80	57,500	4,792
		第 5 段階	基準額	71,900	5,995	80万円超	第 5 段階	基準額	71,900	5,995
		第 6 段階	1.10	79,100	6,592	120万円未満	第 6 段階	1.10	79,100	6,592
		第 7 段階	1.25	89,900	7,492	120万円以上 210万円未満	第 7 段階	1.25	89,900	7,492
		第 8 段階	1.50	107,900	8,992	210万円以上 320万円未満	第 8 段階	1.50	107,900	8,992
		第 9 段階	1.70	122,200	10,183	320万円以上 420万円未満	第 9 段階	1.70	122,200	10,183
		第 10 段階	1.95	140,200	11,683	420万円以上 520万円未満	第 10 段階	1.95	140,200	11,683
		第 11 段階	2.20	158,200	13,183	520万円以上 620万円未満	第 11 段階	2.05	147,400	12,283
		第 12 段階	2.20	158,200	13,183	620万円以上 720万円未満	第 12 段階	2.20	158,200	13,183
		第 13 段階	2.30	165,400	13,783	720万円以上 820万円未満	第 13 段階	2.30	165,400	13,783
		第 14 段階	2.50	179,800	14,983	820万円以上 1,000万円未満	第 14 段階	2.50	179,800	14,983
		第 15 段階	2.75	197,800	16,483	1,000万円以上 1,500万円未満	第 15 段階	2.75	197,800	16,483
		第 16 段階	2.90	208,600	17,383	1,500万円以上 2,000万円未満	第 16 段階	2.90	208,600	17,383
		第 17 段階	3.10	223,000	18,583	2,000万円以上 3,000万円未満	第 17 段階	3.10	223,000	18,583
		第 18 段階	3.30	237,400	19,783	3,000万円以上	第 18 段階	3.30	237,400	19,783

図表 7 0 介護保険料月額が使われ方



図表 7 1 本計画における介護給付費等の総額と保険料の全体像

■ 介護給付費等

介護給付費

区分	費用(千円)
標準給付費見込額	54,888,616
総給付費	52,142,769
予防給付	1,729,588
介護給付	50,413,181
特定入所者介護サービス費等給付額	913,777
高額介護サービス費等給付額	1,545,653
高額医療合算介護サービス費等給付額	227,827
算定対象審査支払手数料	58,590

地域支援事業費

区分	費用(千円)
地域支援事業費見込額	3,345,826
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,046,737
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	1,005,599
包括的支援事業費(社会保障充実分)	293,490

第9期で見込まれる介護給付費等の総額：58,234,442 千円(と の額の合計)

■ 財源構成

区分		介護給付費充当分	地域支援事業費充当分	
			介護予防・日常生活支援 総合事業費分	包括的支援・ 任意事業費分
介護保険料 (円)	第1号被保険者 保険料	(A) 13,519,066,480 (約25%)	(B) 504,111,360 (約25%)	(C) 298,790,470 (23%)
	第2号被保険者 保険料	14,819,926,320 (27%)	552,618,990 (27%)	
国負担金(円)		9,605,507,800 (17.5%)	409,347,400 (20%)	500,149,265 (38.5%)
調整交付金(円)		1,849,746,000 (3.26%~3.48%)	68,975,000 (3.26%~3.48%)	
東京都負担金(円)		8,233,292,400 (15%)	255,842,125 (12.5%)	250,074,632.5 (19.25%)
府中市負担金(円)		6,861,077,000 (12.5%)	255,842,125 (12.5%)	250,074,632.5 (19.25%)

調整交付金の交付割合が5%に満たず、不足分は第1号被保険者の負担となることから23%を超える率となる。

■ 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料で賄う分の総額((A) + (B) + (C) の額の合計 = 14,321,969 千円) ... ()

() を賄うのに必要な第1号被保険者の保険料基準月額：6,577 円

介護給付費等準備基金の取崩しによる減額効果
(取崩し額：1,268,000 千円)

第9期の第1号被保険者の保険料基準月額：5,995 円

(5) 介護給付費等の総額と介護保険料の推移

第1期からの介護給付費等の総額と介護保険料月額推移を見ると、共に増加傾向になっています。介護給付費等の総額は、第1期（中間年）の約65億円から第9期（中間年）の約195億円と約3.0倍に、また、介護保険料基準月額は第1期の3,175円から第9期の5,995円と約1.9倍になっています。

図表7-2 介護給付費等の総額と介護保険料基準月額の推移

